

## ○松田町飼い主のいない猫対策事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、松田町内に生息する飼い主のいない猫に不妊去勢手術を実施するとともに、適正な飼養を受ける機会を与える事業をする者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、松田町補助金等交付規則（平成13年松田町規則第12号）に規定するもののほか必要な事項を定めることにより、飼い主のいない猫の防止を図り、もって町民の快適な生活環境の保持及び動物愛護の精神の普及に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い主のいない猫 所有者及び飼い主が不明の猫をいう。
- (2) 不妊去勢手術 獣医師が行う卵巣、子宮又は精巣を摘出する手術をいう。
- (3) 適正な飼養を受ける機会を与える事業 次のいずれかに該当するものをいう。
  - ア 一定地域内で近隣の理解を得て飼い主のいない猫を適正に管理すること。
  - イ 里親による終生飼養を斡旋すること。
  - ウ 飼い猫の適正飼育を普及啓発すること。

### (補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、町内に生息する飼い主のいない猫に不妊去勢手術を実施し、または、適正な飼養を受ける機会を与える事業を実施している町内の団体のうち、第6条第2項の規定により町長の登録承認を受けた団体（以下「登録団体」という。）の代表者とする。

2 前項において、団体の代表者及び団体を構成する者が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）である場合を除く。また、暴力団員と関連がある場合も同様とする。

### (補助金の交付対象事業)

第4条 補助金の交付対象事業は、飼い主がいない猫に対する不妊去勢手術とする。

### (補助金の額等)

第5条 補助金の額は、飼い主のいない猫の不妊去勢手術1件あたり、次の額とする。ただし、不妊去勢手術1件に要した額が、次の額に達しない時は当該要した額とする。

- (1) 卵巣、子宮を摘出する手術 4,000円
- (2) 精巣を摘出する手術 3,000円

### (補助金の申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、飼い主のいない猫対策事業補助対象団体登録申請書（第1-1号様式）に、町長が必要と認める書類を添えて、年度ごとに初回の不妊去勢手術実施前に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、必要な調査を行ない、その適否について、飼い主のいない猫対策事業補助対象団体登録承認決定通知書（第1-2号様式）により、申請者に通知するものとする。

3 前項の規定により、飼い主のいない猫対策事業補助対象団体登録承認を受けた団体の代表者（以下「補助対象者」という。）は、不妊去勢手術を実施した後、飼い主のいない猫対策事業補助金申請書（第2-1号様式）を町長に提出するものとする。

4 町長は、前項の規定による申請があったときは、内容を審査し、適当と認めるときは、飼い主のいない猫対策事業補助金交付決定通知書（第2-2号様式）により、申請者に通知するものとする。

（登録事項等の変更の届出）

第7条 前条の規定により登録の承認及び補助金の交付決定を受けた補助対象者は、当該登録団体を解散し、若しくは登録事項を変更し、又は補助金の交付対象事業を中止したときは、その旨を直ちに町長に届け出なければならない。

（補助金の請求等）

第8条 補助対象者は、第6条4項に規定する通知書を受理したときは、速やかに飼い主のいない猫対策事業補助金交付請求書（第3号様式）により、補助金の請求をするものとする。

（交付決定の取消等）

第9条 町長は、補助対象者が偽りその他の不正の行為により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたときは、当該補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させる。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、告示の日から施行する。

第1-1号様式(第6条関係)

団体登録申請書

[別紙参照]

様式第1-2号(第6条関係)

団体登録承認決定通知書  
[別紙参照]

第2-1号様式(第6条関係)

補助金申請書  
[別紙参照]

様式第2-2(第6条関係)

補助金交付決定通知書  
[別紙参照]

第3号様式(第8条関係)

補助金交付請求書  
[別紙参照]